

## ふくやま科学未来キッズ 会則

(名称)

第1条 この会は、ふくやま科学未来キッズ(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島県福山市大門町3-29-37に置く。

(目的)

第3条 本会は、近隣の小・中・高校生に対し科学技術に関する教育活動を行うことにより、福山市を中心とした地域コミュニティの未来を明るくすることを目的とし、2021年2月23日に設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために教育活動を行い次の事業を実施する。

- (1) CoderDojo 福山大門
- (2) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするもの(18歳未満のものはその保護者)は、入会申込書等により、代表に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会費はこれを徴収しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届等を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 監事 1人

(選任)

第10条 監事は会長を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を担当する。

2 監事は、会の活動及び会計を監査する。

附則

1 この会則は、2022年8月14日から施行する。